

広域小売店におけるあさりの産地表示の点検調査結果

1 調査の背景及び目的

- (1) 農林水産省は、令和4年2月1日、「広域小売店※1におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果について」（以下「初回調査」という。）において、全国の広域小売店で「熊本県産」と表示して販売されているあさりに外国産が混入している疑いがあると考えられることを公表するとともに、食品事業者に対し、産地伝達の確認や法令遵守の徹底を要請しました。
- (2) その後、農林水産省は、(1)を背景としたあさりの産地表示の状況を確認するため、全国の広域小売店において、2月16日から22日までの間、調査（以下「第2回調査」という。）を行い、3月18日に結果を公表しました。
また、消費者庁及び農林水産省は、同日、あさりの産地表示適正化のための対策として、「原産地表示のいわゆる「長いところルール」の適用の厳格化」、「あさりの産地表示に係る状況の公表」及び「熊本県産あさりのブランド化支援」の対応を行うことを公表しました。
- (3) 今般、農林水産省は、(2)の対策の効果を測るため、全国の広域小売店において、6月13日から24日までの間、あさりの産地表示の状況に関する点検調査（以下「第3回調査」という。）を行いました。

※1 広域小売店：事業所、店舗等が複数の都道府県に所在する事業者

2 結果概要

第3回調査の結果、第2回調査と比較して、あさりの販売店舗数が574店から680店に増加したこと、国産あさりの販売店舗数が135店から392店に増加したこと、外国産あさりの販売店舗数が459店から332店に減少したことなどを確認しました。

3 調査方法

- (1) 第3回調査は、初回及び第2回調査と同一の広域小売店1,005店を対象に実施しました。
- (2) 調査期間は、全国への出荷が停止されていた熊本県産あさりの本格出荷が再開された6月11日以降であり、かつ、国産あさりの主な出回り時期（7月以前）を踏まえた6月13日から24日までの10日間（土・日曜日を除く）としました。
- (3) 農林水産省地方農政局等※2の職員が、店舗で販売されていた生鮮あさり（冷凍のものを除く）について、目視により原産地表示等を点検しました。

※2 地方農政局等：各地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局

4 販売状況調査結果

(1) あさりの販売状況

あさが販売されていた店舗数は、第3回調査では680店となり、第2回調査の574店と比較して106店増加しました。

(2) 販売されていたあさりの原産地別の販売状況

ア 第3回調査で販売されていたあさりの原産国別の店舗数は、外国産は332店となり第2回調査と比較して127店の減少、国産は392店となり第2回調査と比較して257店の増加となりました。

イ 第3回調査で原産地別の販売店舗数は、愛知県産164店、北海道産111店となり、第2回調査と比較して、愛知県産は135店の増加、北海道産は20店の増加となりました。

ウ このほか、第2回調査では販売が確認されなかった熊本県産は、第3回調査では20店で販売を確認しました。

【参考1】広域小売店1,005店舗で確認したあさりの販売店舗数

時期	項目	販売有	原産地別内訳※1								販売無	
			国産	外国産				中国産	韓国産			
				愛知県産	北海道産	熊本県産	その他国産					
初回調査 (令和3年10月～12月)		829	823	75	81	661	※2	63	9	0	9	176
第2回調査 (令和4年2月16日～22日)		574	135	29	91	0	※3	20	459	447	12	431
第3回調査 (令和4年6月13日～24日)		680	392	164	111	20	※4	120	332	296	43	325

※1 原産地別内訳は、一つの店舗で複数の原産地のあさを販売している場合があるため、販売有店舗数とは一致しない

※2 その他国産は、千葉県産、静岡県産、三重県産、広島県産及び有明海産

※3 その他国産は、静岡県産、三重県産及び広島県産

※4 その他国産は、福島県産、静岡県産、三重県産、広島県産、福岡県産及び有明海産

5 結果の考察

第3回調査と第2回調査を比較した原産地別販売店舗数の変化は、以下が要因であったと考えられます。

(1) 外国産あさりの販売店舗数が減少したことは、原産地表示のいわゆる「長いところルール」の適用の厳格化に伴い、輸入したあさりの原産地は、原則として国産と表示することが出来なくなったことにより、輸入数量が減少したと考えられます。

(2) 国産あさりの販売店舗数が増加したことは、

①外国産あさりの輸入数量が減少したこと及び国産あさりの漁獲において一般的な旬の時期であったこと

②熊本県での産地表示適正化に向けた取組があったこと
による影響があった可能性が考えられます。

なお、国内産あさりの原産地別販売店舗数の上位順（愛知県産、北海道産）は、平成29年から令和3年の国産あさりの原産地別漁獲量の上位順と一致しており、実際の原産地別出回り状況と乖離がないものと考えられます。

以上のことを踏まえると、第3回調査と第2回調査を比較した原産地別販売店舗数の変化は、原産地表示のいわゆる「長いところルール」の適用の厳格化、事業者に対する

産地伝達の確認等の要請、産地での独自の取組等による影響がうかがわれます。

【参考2】外国産あさりの輸入数量

(単位:トン)

年	輸出国	1月	2月	3月	4月	5月	計
令和3年	韓国	1	-	13	411	505	930
	中国	2,528	2,013	5,806	4,096	2,164	16,607
計		2,529	2,013	5,820	4,506	2,669	17,537
令和4年	韓国	-	-	-	16	-	16
	中国	2,003	159	1,174	1,557	329	5,222
計		2,003	159	1,174	1,574	329	5,239

※輸入数量：財務省「貿易統計」

※数値は小数点以下を含むため、計と内訳が一致しない場合がある

【参考3】国産あさりの漁獲量

(単位:トン)

年 原産地	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
北海道産	1,312	1,364	1,360	1,460	1,700
愛知県産	1,635	2,741	3,880	1,602	2,400
熊本県産	730	527	339	28	35
国産計	7,072	7,736	7,976	4,305	4,900

※漁獲量：農林水産省「海面漁業統計調査」(令和3年は速報値：熊本県産は、熊本県の公表値)

6 今後の対応

農林水産省では、引き続き食品表示法の疑義に対し、以下のとおり取り組みます。

- (1) 関係自治体とも連携しながら、速やかに立入検査を実施するなど徹底した疑義解明を行い、不適正な行為を確認した場合は、厳正な措置を行います。
- (2) 食品表示法違反の行為を確認した場合などには、食品表示連絡会議を構成する各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。
- (3) なお、疑義解明については、警察とも連携して進めていくところです。

また、食品表示法に基づく立入検査等において、課税上の問題の疑義が認められた場合は、国税当局へ当該情報を提供することとします。